

令和3年度第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた意見に対する県の考え方

NO	項目	委員からの意見	県の考え方
1	会議運営 (課題の抽出)	・指針の見直しのためにも、推進会議での事務局からの報告の際発表事に、実績や成果だけでなく、課題や問題などを提起し、議論していくよう会議の運営方法等を検討いただきたい。	●いただいたご意見を踏まえ、次回以降の推進会議において、課題や問題をテーマ別に意見交換できるよう、会議の運営方法等を検討していきます。 ○参考資料2_協議事項 犯罪被害者等支援に関する意見交換(当日配布)
2	相談窓口 (SNS)	・人権教育・児童生徒課が実施している高校生向けのSNSによる相談窓口について、対象を高校生以外(小・中学生等)にも広げていくよう検討いただきたい。 ・若い世代では、電話やメールは使わないという人も多く、既存の相談窓口でもSNSによる相談ができるように検討いただきたい。	(人権教育・児童生徒課) ●このSNS相談窓口は、高知県教育委員会が実施している支援施策のため、対象は県立高等学校としています。 成果や課題等を整理し、今後については検討していきたいと考えています。 (県民生活課) ●性暴力被害者支援のワンストップ支援センターにおけるSNSによる相談について、国からの要望はあるものの、こうち被害者支援センターの人員体制等を踏まえると、早期の実施は困難な状況です。 国が運営するキュアタイム(SNS相談窓口)の積極的な周知等、既存の制度等で高知県で利用可能な制度についての情報収集及び共有に努めていきます。
3	経済的支援制度 (フロー)	・「高知県犯罪被害者等支援事業費補助金」について、交付に係るマニュアル等についてお示しいただきたい。	○参考資料1_「高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の申請～交付の流れ」参照
4	広報・啓発 (SNSの利用)	・若い世代への支援施策の周知には、従来の方(広報紙)のみならず、SNS等も利用し行ってほしい。	●SNS等を利用した広報については、ハード面及びソフト面の整備が必要であり、早期の導入は困難であります。課題として認識し、対応について検討していきます。
5	広報・啓発 (教育現場)	・学校現場では、「人権教育」と「道徳教育」を混同して行われることで様々な弊害が起きている。人権教育が間違った認識で行われぬようをお願いしたい。	●いただいたご意見について、人権教育や道徳教育などの担当課に情報共有をしていきます。
6	二次被害 (インターネットの誹謗中傷)	・加害者側の関係者(親族等)が、インターネット上で誹謗中傷等を受けた場合に現状支援するスキームがない。これまで、被害者への支援について議論してきたが、加害者の関係者に対する支援についても議論し、支援策等を検討していけばどうだろうか。	●インターネット上の誹謗中傷は、被害者も加害者の立場に関係なく、「人権問題」であります。国においても「違法・有害情報相談センター」を立ち上げ、インターネット上の書き込み等の削除依頼等を相談できるような取組を進めており、こうした取り組みについて推進会議で情報提供をしていきます。 また、国の第4次犯罪被害者基本計画のなかでも重点課題と位置付けており、今後具体的な取組状況等について、適宜情報を共有していきます。